



# 横浜市立あかね台中学校 PTA 規約

## 第 1 章 名称

第 1 条 本会は横浜市立あかね台中学校 PTA と称し、事務所をあかね台中学校内（所在地：横浜市青葉区あかね台 2 - 8 - 2）に置く。

## 第 2 章 目的

第 2 条 本会は、保護者と教職員の綿密な協力により、次の事項を目的とする。

1. 民主的教育に対する理解を深め、これを推進する。
2. 生徒の福祉を増進し、心身の健全な発達をはかる。
3. 学校の教育環境の整備に努める。

## 第 3 章 方針

第 3 条 本会は、教育を本旨とする民主的団体であるから、営利的・宗教的・政治的は事情には関与しない。

第 4 条 本会は、本会の目的と合致するほかの諸団体や諸機関と協力するが、ほかのいかなる団体や諸機関の支配、統制、干渉は受けない。

第 5 条 本会は、学校の管理や教職員の人事には干渉しない。

## 第 4 章 会員

第 6 条 本会の会員は、次の事項に該当するものとする。

1. あかね台中学校に在籍する生徒の保護者
2. あかね台中学校に勤務する教職員

## 第 5 章 会費

第 7 条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもってあてる。

第 8 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 6 章 役員

第 9 条 本会の役員は、以下の通りとする。

1. 会長
2. 副会長
3. 書記
4. 会計

第 10 条 役員の仕事は、次の通りとする

1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、その代理を務める。
3. 書記は、総会及び運営委員会の議事を記録し、その庶務にあたる。
4. 会計は、当該年度の収入支出を記録し、会計監査を得て、総会において決算報告をする。

第 11 条 役員の任期は次の通りとする。

1. 役員の任期は 1 年とし再任は妨げない。
2. 役員に欠員が生じたときは、運営委員会で協議する。補充役員の任期は、前任者の残存期間とする。

第 12 条 本会の役員は、推薦委員の推薦により選出し、総会前に掲示し総会の承認を得て就任する。

第 13 条 役員会は、役員および校長・副校長・教務主任をもって構成し、運営委員会の内部機関として会務処理の必要に応じて開くことができる。

## 第 7 章 委員会

第 14 条 本会に次の委員会をおく。

1. 広報委員会  
学校行事や学校生活、PTA 活動に関する広報誌を企画し、発行する。
2. リサイクル委員会  
標準服等のリサイクル活動に関する情報発信、運営を行う。
3. 交流委員会  
PTA 会員相互の情報交流の場の企画、運営を行う。
4. 校外委員会  
学校・家庭・地域と連携して、学区内の生徒の安全を図る。
5. 推薦委員会  
次章にて定める。

## 第 8 章 推薦委員会

第 15 条 推薦委員会は、役員および会計監査候補者を選出した後、本人の承諾を得て推薦し、総会前に会員へ知らせ、その経過を総会に報告する。推薦委員会についての必要事項は細則で定める。

## 第 9 章 会計監査

第 16 条 本会には会計監査を置く。会計監査委員は、当該年度の会務及び会計を年 2 回監査し、その結果を総会に報告する。

第 17 条 会計監査委員の選出および任期は役員と同様とする。

## 第 10 章 総会

第 18 条 総会は全会員で構成し、本会の最高議決機関である。

第 19 条 総会の開催は、次の通りとする。

1. 総会は定期総会と臨時総会とし、議案は総会の 7 日前までに会員に通告する。
2. 定期総会、臨時総会ともに、次のいずれかの方法とし、効力はどちらも同じである。
  - (1) 会議による決議
  - (2) 書面または電磁的方法による決議

第 20 条 定期総会は年度初め(これを、「上期総会」と呼ぶ。)および年度末(これを、「下期総会」と呼ぶ。)に開催し、会長がこれを招集する。審議事項は以下の通りとする。

1. (上期総会事項)事業報告及び決算報告
2. (上期総会事項)年度事業計画および年度予算

3. (下期総会事項)役員および会計監査の承認
4. (上期・下期総会事項)規約の変更
5. (上期・下期総会事項)その他必要事項に関する件

第 21 条 臨時総会は、全会員の 5 分の 1 以上から要求があったとき、または会長が必要と認めたとときに開くことができる。

第 22 条 総会は出席会員および委任状を含め、全会員の 5 分の 1 以上の出席（書面または電磁的方法による議決権行使）をもって成立し、その議決は、原則として出席会員の過半数以上、書面または電磁的方法による決議では提出された議決権行使書の過半数以上の賛成を得るものとする。

### 第 11 章 運営委員会

第 23 条 運営委員会は、本会の最高執行機関であり、役員・委員会の代表者および校長・副校長によって構成され、必要に応じて会長が招集する。

第 24 条 運営委員会の任務は次の通りとする。

1. 年度計画および次年度予算案の作成
2. 委員会によって立案された事業計画を審議検討
3. 総会に提出する報告書の作成
4. 必要に応じて特別委員会の設置および改廃
5. その他必要ある事項

第 25 条 運営委員会の会議は、過半数以上の出席を得てこれを開き、その議決は過半数の賛成を得るものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### 第 12 章 規約改正

第 26 条 この規約は、総会において出席者の過半数以上の賛成がなければ改正することができない。ただし、改正案は総会の少なくとも 7 日前に全会員に知らせなければならない。

### 第 13 章 細則

第 27 条 この規約に定めるもののほか、規約の施行に必要な細則は運営委員会の議決を経て別にこれを定める。運営委員会は、細則を制定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

### 第 14 章 附則

この規約は、平成 23 年 5 月 19 日より施行する。

この規約は、平成 25 年 4 月 26 日より改正施行する。

この規約は、平成 27 年 5 月 7 日より改正施行する。

この規約は、令和 3 年 3 月 1 日より改正施行する。

この規約は、令和 4 年 3 月 1 日より改正施行する。